

浜田キャンパスクラブ・サークル等活動におけるコロナ対策ガイドライン（20201008版）

○活動自粛から活動再開するにあたっての条件

- ・代表者は、学生生活委員会主催の説明会に参加の上、「活動再開届（兼誓約書）」を提出すること。（未提出の場合は自粛継続とみなす。）

○活動の範囲について

- ・原則、学内施設を利用しての活動とする。但し、次の条件のもと、例外的に学外での学生団体の活動を認めることとする。
- ・学外での活動を希望する学生団体は、「学外における課外活動届」（従来使用のものと同じ）の提出の際に、以下の記載文書を添えて許可を申し出ること。なお、内容が不十分であるとみなした場合は許可しない。
 1. 参加する大会の主催団体・主催連盟によって示された感染防止対策について
 2. 学生自身による健康観察の実施計画について
 3. 移動手段・移動ルートにおける感染防止対策について

○活動中・活動前後の留意事項について

- ・活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用（熱中症にならないよう注意）を心掛けること。
- ・4密（密集、密接、密閉の「3密」＋飛沫が多く飛ぶ会話）を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと
- ・活動後に集まって飲酒・飲食（いわゆるコンパ・打ち上げ等）をしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。